

## 平成17年第1回大仙市議会定例会会議録第5号

平成17年6月20日（月曜日）

### 議事日程第5号

平成17年6月20日（月曜日）午前10時開議

- |     |        |  |            |
|-----|--------|--|------------|
| 第 1 | 議案第32号 | 大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について                    | (質疑・委員会付託) |
| 第 2 | 議案第50号 | 平成17年度大仙市一般会計予算                                  | (質疑・委員会付託) |
| 第 3 | 報告第16号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市一般会計暫定補正予算（第1号））             | (委員会付託)    |
| 第 4 | 報告第17号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市国民健康保険事業特別会計暫定補正予算（第1号））     | (委員会付託)    |
| 第 5 | 報告第18号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市土地区画整理事業特別会計暫定補正予算（第1号））     | (委員会付託)    |
| 第 6 | 報告第19号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市学校給食事業特別会計暫定補正予算（第1号））       | (委員会付託)    |
| 第 7 | 報告第20号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入）        | (委員会付託)    |
| 第 8 | 報告第21号 | 専決処分報告について（平成16年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計暫定補正予算（第1号）） | (委員会付託)    |
| 第 9 | 報告第22号 | 専決処分報告について（西仙北町中小企業の融資斡旋に関する条例等を廃止する条例）          | (委員会付託)    |
| 第10 | 報告第23号 | 専決処分報告について（大仙市税条例の一部を改正する条例）                     | (委員会付託)    |
| 第11 | 報告第24号 | 専決処分報告について（仙北町福祉条例の一部を改正する条例）                    | (委員会付託)    |

- 第12 報告第25号 専決処分報告について（角館町が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての大仙市と角館町との間における協議）（委員会付託）
- 第13 報告第26号 専決処分報告について（足利市が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての大仙市と足利市との間における協議）（委員会付託）
- 第14 報告第27号 専決処分報告について（西木村が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての大仙市と西木村との間における協議）（委員会付託）
- 第15 報告第28号 専決処分報告について（大田区が保育を実施する児童に大仙市立保育所を使用させることについての大仙市と大田区との間における協議）（委員会付託）
- 第16 報告第29号 専決処分報告について（平成17年度大仙市老人保健特別会計暫定補正予算（第1号））（委員会付託）
- 第17 議案第30号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第18 議案第31号 大仙市肉用牛特別導入事業基金条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第19 議案第33号 大仙市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第20 議案第34号 大仙市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第21 議案第35号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第22 議案第36号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について（委員会付託）
- 第23 議案第37号 大仙市過疎地域自立促進計画について（委員会付託）
- 第24 議案第38号 財産の処分について（委員会付託）

- 第25 議案第39号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について  
(委員会付託)
- 第26 議案第40号 秋田県市町村会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少について  
(委員会付託)
- 第27 議案第41号 平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第28 議案第42号 平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第29 議案第43号 平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第30 議案第44号 平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第31 議案第45号 平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第32 議案第46号 平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第33 議案第47号 平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第34 議案第48号 平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第35 議案第49号 平成17年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入について  
(委員会付託)
- 第36 議案第51号 平成17年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算  
(委員会付託)
- 第37 議案第52号 平成17年度大仙市老人保健特別会計予算  
(委員会付託)
- 第38 議案第53号 平成17年度大仙市土地取得特別会計予算  
(委員会付託)
- 第39 議案第54号 平成17年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算  
(委員会付託)
- 第40 議案第55号 平成17年度大仙市学校給食事業特別会計予算  
(委員会付託)

第41	議案第56号	平成17年度大仙市奨学資金特別会計予算	(委員会付託)
第42	議案第57号	平成17年度大仙市宅地造成事業特別会計予算	(委員会付託)
第43	議案第58号	平成17年度大仙市簡易水道事業特別会計予算	(委員会付託)
第44	議案第59号	平成17年度大仙市公共下水道事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第45	議案第60号	平成17年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第46	議案第61号	平成17年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第47	議案第62号	平成17年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第48	議案第63号	平成17年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第49	議案第64号	平成17年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第50	議案第65号	平成17年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算	
			(委員会付託)
第51	議案第66号	平成17年度大仙市スキー場事業特別会計予算	(委員会付託)
第52	議案第67号	平成17年度大仙市内小友財産区特別会計予算	(委員会付託)
第53	議案第68号	平成17年度大仙市大川西根財産区特別会計予算	
			(委員会付託)
第54	議案第69号	平成17年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算	(委員会付託)
第55	議案第70号	平成17年度大仙市荒川財産区特別会計予算	(委員会付託)
第56	議案第71号	平成17年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算	(委員会付託)
第57	議案第72号	平成17年度大仙市船岡財産区特別会計予算	(委員会付託)
第58	議案第73号	平成17年度大仙市淀川財産区特別会計予算	(委員会付託)
第59	議案第74号	平成17年度市立大曲病院事業会計予算	(委員会付託)
第60	議案第75号	平成17年度大仙市上水道事業会計予算	(委員会付託)
第61	議案第76号	平成17年度大仙市一般会計補正予算(第1号)	
			(委員会付託)

- 第62 請願第 1号 定率減税の縮小・廃止の中止を求める意線書採択に関することについて (委員会付託)
- 第63 陳情第 1号 国土調査事業の県内業者育成に関することについて (委員会付託)
- 第64 陳情第 2号 モーテル風旅館建設に反対することについて (委員会付託)
- 第65 陳情第 3号 「骨太方針2005」において住民本位の地方財政確立に向けた意見書採択を求めることについて (委員会付託)
- 

出席議員 (123人)

1番	藤田和久	2番	佐藤文子	3番	小山誠治
4番	高松昭一	5番	田中孝悦	6番	今野鴻業
7番	佐々木昌志	8番	佐藤耕悦	9番	安部寛治
10番	小松一義	11番	渡邊秀俊	12番	進藤聰爾
13番	川原誠徳	14番	佐々木金治	15番	佐藤勝美
16番	高橋照雄	17番	菊地喜代司	19番	杉澤千恵子
20番	仲村力夫	21番	北村稔	22番	児玉裕一
23番	鈴木三男	24番	竹原弘治	25番	伊藤晴敏
26番	加藤博康	27番	千葉次郎	28番	三浦一夫
31番	佐々木秀治	32番	高橋恵五郎	33番	伊藤長一
34番	伊藤祐耕	35番	佐々木清二郎	37番	菊地幸悦
38番	齊藤正俊	39番	佐藤孝次	40番	山崎栄一
42番	大野忠夫	43番	伊藤晴通	44番	田村一郎
45番	千葉友悦	46番	千葉健	47番	豊嶋明
48番	小笠原悌二郎	49番	大野清昭	50番	佐藤隆盛
51番	高橋清之助	52番	鈴木長生	54番	佐々木恒男
55番	大坂義徳	56番	熊澤龍雄	57番	藤嶋次男
58番	能味堺一	59番	武藤清	60番	田中喜一郎
61番	鎌田正	62番	三浦泰治	63番	高橋篤朗
64番	鈴木静男	66番	進藤文五郎	67番	土井文夫
68番	川原忠夫	69番	福原信男	70番	伊藤克輝

7 1番	亀 井 義 信	7 2番	佐 藤 泰 久	7 3番	藤 谷 一 誠
7 5番	鈴 木 勝 博	7 6番	高 橋 敏 英	7 7番	畦 田 健
7 8番	佐々木 十三夫	7 9番	小 松 栄 治	8 0番	佐々木 興 一
8 1番	戸 堀 實	8 2番	富 岡 弘	8 3番	今 野 智
8 5番	小 西 郁 雄	8 6番	鈴 木 誠 一	8 7番	小 松 悅 歩
8 8番	本 多 良 典	8 9番	伊 藤 清	9 0番	佐 藤 芳 雄
9 1番	高 橋 孝 夫	9 2番	鈴 木 孝 篤	9 3番	加 藤 納
9 5番	佐 藤 一	9 6番	後 藤 昌 伸	9 7番	大 橋 秀
9 8番	藤 田 君 雄	9 9番	小 山 緑 郎	1 0 0番	橋 本 五 郎
1 0 1番	茂 木 隆	1 0 2番	大 山 茂	1 0 3番	大 山 利 吉
1 0 4番	出 原 武 郎	1 0 5番	門 脇 茂 雄	1 0 6番	佐々木 圭 一
1 0 7番	佐 藤 清 吉	1 0 8番	佐々木 忠 雄	1 0 9番	小 山 田 ト シ
1 1 1番	信 田 勇 一	1 1 3番	加 藤 孝 悅	1 1 4番	高 橋 一 志
1 1 5番	原 則 雄	1 1 6番	長 澤 春 男	1 1 7番	高 橋 幸 晴
1 1 8番	菅原 長左衛門	1 2 0番	木 元 正一郎	1 2 1番	草 勃 忠 誠
1 2 2番	斎 藤 博 幸	1 2 3番	鈴 木 辰 美	1 2 4番	大 河 昇
1 2 5番	松 本 博	1 2 6番	鈴 木 馨	1 2 7番	鈴 木 隆太郎
1 2 8番	岡 田 博 介	1 2 9番	三 浦 圭 光	1 3 0番	高 貝 昌 伸
1 3 1番	長 沢 典 雄	1 3 2番	斎 藤 幸 巳	1 3 3番	小 柳 悅 朗
1 3 4番	門 脇 一 男	1 3 5番	高 橋 長一郎	1 3 6番	佐々木 洋 一

---

欠席議員 (3人)

7 4番	大 坂 猛 夫	9 4番	今 野 篤	1 1 0番	小 松 重 文
------	---------	------	-------	--------	---------

---

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	教 育 長	笹 元 嘉 辰
総 務 部 長	久 米 正 雄	企 画 部 長	佐々木 正 広
市民生活部長	高 橋 源 一	健康福祉部長	根 本 正 進
農林商工部長	金 正 行	建 設 部 長	鎌 田 栄 治
病 院 事 務 長	高 橋 大 樹	水 道 局 長	田 口 良 邦

国体準備事務局長	中 嶋 喜代博	教 育 次 長	相 馬 義 雄
教 育 次 長	毛 利 博 信	大曲総合支所長	川 越 貞 友
神岡総合支所長	鈴 木 三 郎	西仙北総合支所長	佐 藤 主 塁
中仙総合支所長	大 野 繁	協和総合支所長	武 藤 芳 和
南外総合支所長	佐々木 宏	仙北総合支所長	藤 肥 康 弘
太田総合支所長	金 谷 道 男	総務部庶務課長	元 吉 峯 夫
総務部財政課長	小 林 幸 悅	企画部総合政策課長	小 松 辰 巳

---

#### 議会事務局職員出席者

局 長	田 口 誠 一	主 幹	齊 藤 茂
副 参 事	高 橋 薫	副 主 幹	鈴 木 康 悅
副 主 幹	伊 藤 雅 裕	副 主 幹	加 藤 博 勝
主 席 主 査	佐々木 孝 雄	主 査	佐 藤 マ キ
主 任	高 橋 正 人	主 事	菅 原 直 久

---

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（加藤 黙君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

この際申し上げます。発言は通告制を取っておりますので、通告のない発言はこれを認めないことに議会運営委員会で申し合わせておりますので、ご報告申し上げます。

欠席の届け出は、74番大坂猛夫君、94番今野篤君、110番小松重文君、遅刻の連絡のあった方は、42番大野忠夫君、127番鈴木隆太郎君、129番三浦圭光君であります。

---

○議長（加藤 黙君） 本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

---

○議長（加藤 黙君） 日程第1、議案第32号、大仙市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。発言の通告がありますので、これを許します。45番千葉友悦君。はい、45番。

○ 4 5 番（千葉友悦君）【登壇】おはようございます。

この 32 号、そしてまた 51 号という中で、私もちよつと整合性があるなと思ってます。その中で私の 32 号に対する質疑にちよつと脱線をすることもあるうかと思いますけれども、ひとつご容赦願いたいとこう思います。

それでは早速始めたいと思います。

負担を少なくサービスの低下をさせないという合併の理念に基づいてお聞き申し上げたいと思います。

ご承知のとおり、国保税につきましては合併前の旧市町村でそれぞれ税率も違い、1 人当たりの課税額も医療費全体で 3 万円から 6 万円までと大きな差がみられました。合併協議会の事務事業のすりあわせの中では不均一課税の話も出ましたが、最終的にはご案内のように旧大曲市の 3 方式の賦課課税として、また税率については新市発足後、最初の賦課時に決定することになりました。このことは皆さんご案内のとおりでございます。

そこで、去る 6 月 3 日の国保運営協議会では、どのような協議がなされたのか。どのような意見があったのかお聞かせ願いたいと思います。

当然、条例の改正しないで均等割の 100 分の 8 % で試算はされていると思います。医療費の一般分 5 % 増をどう試算されたのか。また、なぜ 100 分の 8.5 % に引き上げなければならなかつたのか。医療費の適正化を示してほしいと思います。

次に、弱い立場にある人たちにいかに政治の光をあてるのか、所得の下がる中、国保税の所得割の増加と均等割の 1 万 8 千円、平等割の 3 万 3 千円であれば 1 人当たりの課税額が大幅に増加する旧町村も出てきます。私どもは住民に対してどう説明したらいいのかなと思います。「合併した途端に国保税は高くなつた」、「大幅な増税になつた」と言われないためにもお願いしたいと思います。この際、6 億 7 千万円ほどある国保基金を 1 億 7 千万円ほどの繰入れだけではなく、先般の一般質問の答弁にもありました、「国保基金の保有は 4 億円程度が望ましい」とこう答えられております。1 億 7 千万円プラスもっと繰入れをして、各市町村の持ち寄り基金の活用を図るべきであり、合併時の激変緩和措置を講じることが肝要かと思いますが、いかがなものでしょうか。所得割の割合の引き下げとなります。当局のお考えをお聞き申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 熱君）45 番千葉友悦君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】千葉友悦議員の質問にお答え申し上げます。

初めに医療費の所得割を「100分の8.0」から「100分の8.5」の案に改正した点と、一般分の医療費を5%と予測したことにつきましては、一般質問でもお答えしておりますように、課税の基礎となる課税所得金額が11%減少した反面、医療費は一般分で5%、退職分で10%増加すると推計しており、繰越金や基金の取り崩しを行い財源に充てた上で、応能・応益負担のバランスにも配慮しながら所得割額を「100分の8.5」の案に改正させていただいております。

医療費の推計につきましては、旧市町村ごとに過去3年間の被保険者数や医療費実績をベースといたしまして、国で示しております算定方式に基づき試算したものであり、トータルでの伸び率は5%増となったものであります。これは、老人医療に移行する年齢が平成19年10月までに段階的に75歳に引き上げられることになっておりますが、その影響も一つの要因と考えられているところであります。

次に基金をもっと投入すべきということにつきましては、旧町村では2年間にわたり税率を引き下げており、高齢化社会の進展に伴う介護納付金の増加が見込まれることから、17年度においては16年度繰越金5億67万3千円すべてと、さらに課税標準額の減少を少しでも補うため基金を1億7,184万8千円取り崩して対応するものとしたものであります。

このように今年度は、税以外の財源として基金と繰越金をあわせて6億7千万円程度を注ぎ込むこととして激変緩和を図ったものであります。基金の残額となる5億101万6千円につきましては、17年度決算状況にもよりますが来年度以降の税率調整財源として確保しておかなければならぬものでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、国保運営協議会において改正案を承認していただいておりますが、特に合併前に税率を引き下げ還元を受けている住民に対し、高負担と感じさせないよう十分な説明を行うようにとの意見が付け加えておりますので、ご報告いたします。

以上です。

○議長（加藤 熱君）45番、再質疑はありませんか。はい、45番。

○45番（千葉友悦君）ご答弁いただきましてありがとうございました。

今説明の中で、私もそうかなとこう聞いていますけれども、その2年前に旧町村がそれなりに崩したということは私もご承知でございますけれども、今私の試算であります

けれども1人当たりの課税が4万4,102円から5万1,897円になる、これは課税額は17.7%上がるわけでございまして、1人当たり7,795円も高くなる地域があると。また、1万5,151円も高くなる地域もありますと、このような私数字を弾いていますけれども、私聞きたいのは、いくら内部で調整してこうだああだと言っても、市民が今言った負担増を強いられる感覚、これに対してどのように当局が今言った医療費の問題、そしてまた基金の繰入れの額の問題、そしてまた合併前2年間それなりに下げてきた地域があるとこう言っても、今現に納付書が手元に行った時、市民がどのような感じをするのかなと私これ気にしているわけでございます。どうか、この問題、口ではわかるけれども実際手元の市民の感覚としては非常にデメリットだとこう感じると思います。この点について、まだ保有する基金がございますので私はもっと取り崩すべきではなかろうかと思うわけでございます。私の試算によりますと1億7千万入れましたけれども、もう1億円入れてもできると思います。その中で、なぜ8%から8.5%にするかと、私は基金1億円入れるとしなくともいいと思ってます。この試算は当局にあると思いますけれども、わからないのか、そこからの8.5%にもっていく内部の協議の中で本当に市民の気持ちわかるのかなと思います。そこら辺聞きたいと思いまして今日述べたわけでございますので、今一度お願い申し上げたいと思います。

この問題につきましては、この後、委員会でも審議されると思いますので、この問題長々と私は立ち入りませんけれども、ひとつこの市民の感覚、献身に受け止めていただきたいとこう思うわけでございます。ひとつご答弁願います。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にご答弁いたします。

我々この国保の税率の問題では、関係スタッフ集まりましてさまざまなシミュレーション、あるいは可能性について検討してみました。そうした中で、1つには我々大仙市になった時点で、まず1つは均一課税でいくということを決めております。これを不均一の課税にするわけにはまいらないと思います。そういう意味で非常に選択肢が狭くなっています。

それから、この基金をもっと取り崩せないかということありますけれども、国保の制度上の問題として、例えば税制の調整のために基金を限りなくゼロにするということは制度上できないというふうに私ども判断しております。一定の調整する基金はもっていなきやならないと。一般会計から入れて、前の質問にもありましたけれども基金を増

やしたらどうかということもありましたけれども、そういう操作が制度上簡単にといいますか容易にできないというそういう構図でありますと、国から一定の交付制度に対する、全体に対する補助措置が来ておりますけれども、仮に安易な形でそれを崩してしまいますと、国から来る全体の補助部分がその部分が今度は削減されてしまうという状況が考えられるということあります。そういうことを勘案しながら、ギリギリの選択としてこの税率に設定せざるを得なかつたということあります。

なお、この問題につきましては今年度調整して、さらに来年度、そしてまた次の年度ぐらいまで医療費を下げる努力はしていかなきやなりませんけれども、医療費が下がらなければ2年、あるいは3年調整せざるを得ないという、そういうシミュレーションのもとで今年度の税率についてできるだけ住民の皆さんのがんばり感を感じないような時点でギリギリの選択をしたつもりでありますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（加藤 勲君） 45番、再々質問ございませんか。45番。

○45番（千葉友悦君） 再度お聞きしますけれども、医療費の問題、国の方でも先頃、医療費の適正化ということで社会保障制度全般の措置の見直しを図るという中で位置付けられておること報道で受けましたけれども、これから大仙市がそういうふうな財源の中でいかに大仙市内の医療費の適正化を推進していくかということも大きい問題になろうと思います。その中で今私言いたいのは、合併の激変緩和と、激変緩和という言葉でございます。どうかこの気持ち、私大変な懸念を持っていますので、当局の説明、市民津々浦々まで浸透できますよう説明責任を果たせられることをお願いしたいと思います。

過ぎてしまったことを言っても、どうのこうの私言いませんけれども、今現実、目の前にこのような問題があった場合、我々もそうかなということで流しておくわけにはいかないわけでございます。どうかひとつ、この後、付託される委員会で大激論あろうと思いますけれども、私は今日あえて池の中に石を投げたような発言になってしまいしたけれども、激変緩和という言葉を胸に刻みよろしくお願ひしたいと思います。答弁はいりませんので、私はこのような問題ひとつ厳粛に受け止めたいと思っています。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（加藤 勲君） これにて千葉友悦君の質疑を終わります。

これで通告による質疑を終わりました。

ほかに発言の通告がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、教育民生常任委員会に付託いたしま

す。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第2、議案第50号、平成17年度大仙市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。発言の通告がありませすので、順次発言を許します。最初に43番伊藤晴通君。はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） おはようございます。質疑の機会をいただいたことに対して感謝申し上げます。

私からは数項目ありますけれども、まず総務費の2款3項1目戸籍住民基本台帳費についてでありますけれども、戸籍の迅速処理など能率向上には大賛成でありますけれども、住基ネットについては、そのセキュリティへの不安から多くの自治体が離脱を宣言しています。個人情報保護法も施行になり、個人情報管理はますます重大な問題となっていると思います。本当に住基ネットは安全と考えておられるか伺いたいと思います。

国は安全と言っておりますけれども、現在、少なくともウィンドウズを基本にしたシステムは容易に侵入が可能ということは常識となっております。住基ネットを安全ではないとする自治体と国との議論は平行線のようでありますけれども、安全性についての検討を大仙市においても十分に行っているのか、お伺いしたいと思います。

2番目は民生費についてでありますけれども、3款2項2目事業10、11についてであります。児童館及び子供の遊び場の活動の現況をお教え願いたいと思います。

西仙北地区の児童館に関しては、実はその存在意義が問われているほどであります。利用もかなり少なくなっていますけれども、他地区の現状はいかがでしょうか。

また、我々のところにはない子供の遊び場についても、児童館とどのように連携しているのか、どのような存在であるのかをお教え願いたいと思います。

一般質問でも伺いましたように放課後児童クラブにはさらなる改善の余地があると私は思っておりますけれども、このような施設の連携が検討されるべきと考えていますが、いかがでしょうか。

事業13の神岡、中仙、協和、南外、仙北、太田地区に地域子育て支援センター事業費が計上されています。どのような事業をカバーする予算であるのか、お伺いしたいと思います。また、他地域にない理由はいかがでしょうか。同等の事業内容で違う予算面のものがあるからでありますか。お教え願いたいと思います。

次に土木費であります。8款2項1目事業14車両管理費でございますけれども、各地区において大分大きな差があります。主にどのような使用目的の車両を指していますのか。また、太田支所から2つ、2項目別々に挙げられていて、さらに協和地区から出でていないのはどういう理由なのか、お示し願えれば幸いでございます。

4番の教育費に関してであります。10款1項4目事業13外国語指導助手に関しては一般質問において今野議員より質問がありましてお答えいただきましたので割愛させていただきます。

2項2目事業26、28及び3項2目事業24小中学校にわたりますけれども、チャレンジサポート事業及びドリームプロジェクト事業についてであります。これまでどのような企画が行われてきたのかをお教え願いたいと思います。以前、ある学校では県からこのような予算を使って児童による模擬店を出して終わりにしておりました。本当にこのような企画が児童生徒の総合学力を伸ばすことができるのかどうか疑問に思いますので、ぜひ過去の事業執行についてお教え願いたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 43番伊藤晴通君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 伊藤晴通議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、戸籍住民基本台帳費についてであります。

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民の大切な個人情報を扱うことから個人情報の保護が最も重要であります。

このため、技術面では専用回線によるネットワークを構築しているほか、市区町村でも府内の他のネットワークと切り離すことにより、完全に他のネットワークと遮断しております。

また、運用面では各市町村ごとに住基ネットにかかるセキュリティ規定を定め運用を行っているほか、国で定めた外部監査や自己監査などを実施することにより、個人情報の管理の徹底を図っております。

このようなことから、平成14年のシステム稼動以来、全国においては外部からの不正アクセスや個人情報の漏洩などのトラブルは1度も発生しておりません。現在、全国の市区町村内の4自治体が住基ネットへのセキュリティに対する不安や、平成14年の稼動時に個人情報保護法が未制定であることを理由にシステムへの不参加や個人での参加の選択性を取っております。

住基ネットは、行政機関への電子申請等を可能とする電子政府、電子自治体の基盤となる重要なシステムでありますので、何とぞご理解をお願いいたします。

なお、住基カードの交付枚数は6月16日現在で164枚となっております。

質問の第2点、子供の遊び場に関する質問につきましては健康福祉部長から、質問の第3点、車両管理に関する質問につきましては建設部長からそれぞれ答弁させていただきます。

以上で私からの答弁は終わります。

大変失礼しました。質問の第4点、教育予算に関する質問につきましては教育次長から答弁させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

失礼しました。

○議長（加藤 熱君） 次に根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君）【登壇】 お答え申し上げます。

質問の第2点目は、子供の遊び場について施設の状況及び連携についてであります。

初めに児童館の現況につきましては、市内51ある児童館のうち、国庫補助による児童館は12あります、大曲地区の11の児童館については児童厚生員を、南外地区の児童館は管理人を配置してございます。そして、地域と連携しながら親子レクリエーション、3世代交流などの事業を行っております。また、それ以外の児童館につきましては、児童の活動の場とともに地域住民のコミュニティの場として開放しております。

また、子供の遊び場ですが、市が直接管理している遊び場は67カ所で、地域住民の管理となっているところが21カ所あり、それぞれ遊具等を設置し開放しておりますが、点検をして児童の安全面に配慮してまいりたいと思っております。

次に、児童館と子供の遊び場の連携につきましては、ほとんどの遊び場は児童館と離れた場所にあることから、児童館に連携しての事業は困難なところがありますが、人口密集地帯を中心に児童館の機能をもったコミュニティセンター的な施設を考えてまいりたいと思います。

次に放課後児童クラブと施設との連携につきましては、大曲地区の桂児童クラブにつきましては桂児童センター内の児童室を利用して実施しております。そのほかの児童館については、地域に開放し、地域と児童が一体となって使用している場所でもあることから、放課後児童クラブで恒常に使用することは難しい面がありますので、ご理解を

賜りますようお願い申し上げます。

なお、可能性としましては、学校の余裕教室のほか室内運動施設のある公民館、コミュニティセンターなどが考えられますので、検討させていただきたいと存じます。

次に、地域子育てセンターについてであります。

地域子育てセンターの事業内容ですが、子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、子供同士のふれ合いの場の提供、育児不安などについての相談及び指導や育児学習などの情報を提供する事業等を実施しているところであります。昨年度は面接相談が81件、電話相談が103件、育児講演会等の開催164件でございました。

また、現在、地域子育て支援センターを設置していない地区は、協和地区、西仙北地区となってございますが、育児不安などの相談等についてはそれぞれの保育園で適宜に対応しているところでございます。

施設の整備計画につきましては、大仙市次世代育成支援行動計画の子育て支援活動拠点づくりの中で平成21年度までに各地区1施設を設置する計画となっておりますが、現在改築中の協和保育園には子育て支援センターを併設したところであります。また、西仙北地区につきましては、子育て支援センターを併設した統合保育園の建設を予定しております。現在、県に協議書を提出しておりますところでございます。

なお、大曲地区につきましては、大曲保育会に委託して実施してございます。

また、同様の事業内容で違う名称の予算等はございません。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に鎌田建設部長。

○建設部長（鎌田栄治君）【登壇】 質問の第3点目、車両管理費についてお答えいたします。

これは除雪機械を含む重機やダンプトラック等の建設車両等の維持管理に充てる経費であります。予算額について各総合支所ごとに差異がある点につきましては、合併直後でもあり車両管理費と除雪対策費との判断について意思統一が不完全なまま、各総合支所の予算要求額そのまま予算計上したことにより差異が生じたものでございます。

内訳としましては、太田総合支所におきましては土木用車両経費828万2千円と、それ以外の一般公用車の保険料34万9千円とが分けられて予算計上されたもので、集計段階で2つの項目に分類されたものであります。

また、協和総合支所につきましては土木用車両管理費に当たる経費1,183万円が

道路維持費の除雪対策費に計上されておりましすし、西仙北総合支所につきましては重機械等の車両の経費の一部 1, 356万2千円が除雪対策費に計上されておるものでござります。

平成18年度以降につきましては、予算計上項目を統一を図り是正してまいりますので、ご理解賜りますようお願ひいたします。

○議長（加藤 勲君） 次に毛利教育次長。

○教育次長（毛利博信君）【登壇】 質問の第4点は、教育予算についてであります。

まず、10款2項2目26事業、10款3項2目24事業の小中学校のチャレンジサポート事業の活動内容についてでございますが、この事業は各校の体験的な学習活動を支援するための事業で、活動内容は、「地域の伝統工芸を調べ、実際に訪問し制作」、「野菜を栽培し、収穫後は調理」、「花を栽培し、施設やお世話になっている方々に花をプレゼント」、「ミュージカルの創作から発表まで」、「学校とかかわりの深い地域を調べ訪問し、その土地の人々と触れ合う」などの学習活動が行われておりますので、これら特色ある活動を市内各校にもお知らせしながら、より深まりのある活動へと発展しますよう支援してまいります。

次に10款2項2目28事業ドリームプロジェクト事業は、市外の学校との学校間交流活動に限定して支援する事業でございます。海と山の交流ということで本荘市の松ヶ崎小、インターネットTV授業システムというのがございますが、それで知り合った横手市の栄小と、あるいは総合的な学習を通して羽後町の新成小などとの交流が行われております。

議員ご指摘のように、教科における体験的学習、また総合的な学習における体験活動におきましても、ただ体験させただけでは教育活動にはなりません。まず、子供に身につけさせたい力、それを明確にし、それにふさわしい活動を選択し、体験後にはその活動を振り返り、その中の価値に気付かせる一連の意図的、計画的な指導があつて初めて豊かな心と自ら課題を見つける力、「生きる力」というふうに呼んでいますが、が育まれていくものと考えます。こうした活動が展開されますよう、このあとの学校訪問等を通して支援にあたりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 43番、再質疑はありますか。はい、43番。

○43番（伊藤晴通君） ありがとうございます。

住基ネットについて 1 つだけ確認したいんですが、もしおわかりなればで結構ですけれども、この住基ネットの情報漏洩に関して罰則についてもしおわかりなことがあれば教えていただけますか。やはり刑事罰の対象になっていますでしょうか。

○議長（加藤 熱君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 刑事罰の対象になっているかということなんですが、そこまで調べておりませんので、今確認をさせます。午後に冒頭でも、確認の上ご返答申し上げたいと思います。

○議長（加藤 熱君） ただいま市長から、43番、午後に報告申し上げるそうですので、ひとつご了承いただきたいと思います。

これにて 43 番伊藤晴通君の質疑を終わります。

次に 12 番進藤聆爾君。はい、12 番。

○12 番（進藤聆爾君）【登壇】 協和地区の進藤でございます。一般会計予算案について 3 点ほどに絞って質問いたしたいと思います。

まず第 1 点目でございますけれども、一般会計予算書の 6 ページと 312 ページ以降に記載されている証書についてであります。債務負担行為についてですが、債務負担行為については期間及び限度額の欄には年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上、年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができる。それから 2 つ目には限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載できることとなっておるようでございます。

そこで、細かく 4 つに分けて質問いたしたいと思います。

1 つ目ですが、債務負担の具体的な年度の明示されていないものがあるが、どういう事情によるものなのか。

2 つ目については、大仙市土地開発公社の業務内容についてご説明いただきたいと思います。

3 つ目については、上記の公社の債務負担の累計額についてお知らせいただければありがたいと思います。

4 つ目についてですが、債務負担行為の償還後の経営のありようについて、もしお考えがありましたら伺いたいと思います。

次に 2 点目についてでございます。予算書 18 ページから 19 ページに載ってございますが、歳入 1 款市税の滞納繰越についてお尋ねいたします。

各税目の滞納繰越合計額が私の計算では5, 329万9千円になるようでございます。割合にして0.7%であります。非常に少ない比率ではないかと感じられます。

そこで2つほどお聞きしたいと思います。

1つ目には、合併協議の中で何らかの申し合わせがあったのかどうか。それが1点と。それから現年課税分の収納率は何パーセントぐらいを見込んでおるのか、お聞きしたいと思います。ちなみに先般の一般質問で国保税については93%ぐらいを予定しているとこういう答弁があったやに記憶しておりますが、この点についてもお答えいただければと思います。

次に大きい3点目でございます。歳出の6款1項3目、ページにしますと162から165のところですが、農業振興費のあなたと地域の農業夢プラン応援事業費を例にとってお尋ねしたいと思います。

非常に各総合支所間もばらつきがあります。これについては一般質問でも複数の方からいろいろ各支所の配分額についてのご質問があったようで、それに対する答弁では、本所が配分したものではなく各支所の持ち寄りであると、そのようなお答えであったようでございます。それはそれとして結構でございますが、2つほどお聞きしたいのは、来年度以降の予算計上の手法として、地域の独自性を優先させていくのか、それとも市全体の均衡性に配慮した予算の組み方をしていくのか、もし考え方がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

それから、これは再質問の方に予定しておったんですが、新市の統一性に力点を置きすぎますと生産者のやる気がなくなると、阻害されると、そういう場合も予想されますので、その辺十分配慮してほしいとそういう思いでございます。

通告しておった文言と多少違った内容の質問になってしましましたけれども、ひとつよろしくご答弁いただければありがたいと思います。

以上で終わります。

○議長（加藤 熱君） 12番進藤聆爾君の質問に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 【登壇】 進藤聆爾議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、債務負担行為の設定についてであります。

初めに債務負担行為の設定期間についてであります。ご質問の点は予算書6ページ及び312ページに計上されている大仙市土地開発公社に対する債務保証についてであります。

まず、債務負担行為については地方自治法第214条の規定に基づき、将来的に歳出義務が生ずる行為についての予算の一部として議決していただくものであります。この債務保証は、債務が履行されない場合に市が代わって弁済するものでありますが、現時点では実質的な支出を伴うものではありません。

本件は、土地開発公社で平成17年度中に予定している1億2,482万円の借入れに対し、大仙市が債務保証するものであります。今回の予算計上において借入れ期間については「平成17年度以降事業費借入金償還日満了の日まで」という文言で計上しております。これは現段階において、償還期間等の借入れ条件が確定していないため、保証期間を特定できなかったことからこのような計上の仕方になったものであります。

なお、地方自治法施行規則第14条に基づく様式で調整しておりますが、様式中において「表示が困難なものについては計上内容を文言で掲載することができる」とされており、これに従って計上したものであります。

当該年度以降の支出予定額等に関する調書につきましては、この後、期間が確定した後に具体的な期間に修正して計上することになります。

次に大仙市土地開発公社についてであります。当公社は旧大曲市が100%出資し、公有地の拡大に関する法律に基づき昭和48年に設立されたものであります。

公社の目的としましては、公共用地、公共用地等の取得、造成、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することでありまして、これまでに市からの委託事業や公社のプロパー事業として各地用地取得事業や造成事業などを実施しております。平成17年度の委託事業としては、神岡地区墓地公園造成事業を予定しております。

なお、名称が類似している団体として「財団法人大仙市開発公社」がございますので、この機会にご説明申し上げます。

当公社は昭和40年に市より委託を受けた各施設の管理を行うとを目的とし設立された団体であり、現在、市より委託を受けた大曲公設ビル及び商工会館を建築環境衛生管理基準に基づいて管理しております。また、ヤマサのそばにあります、ねむのき駐車場、市役所駐車場、駅前自転車駐輪場等は料金徴収等を主体として管理しております。

次に、現在の土地開発公社にかかる債務負担行為現在高につきましては、委託事業分としては4件、2億1,074万1千円、また債務補償としては17年度設定分も含めて2件であり、限度額は8億3,150万円となっております。

次に土地開発公社の債務償還後につきましては、公社の事業としては市からの委託事業とプロパー事業がありますが、決算報告書にも記載のとおり、低迷している宅地需用の影響を考慮し、新規事業は実施せず、未処分の分譲地の販売促進を図ることにしております。

質問の第2点、市税の滞納繰越に関する質問につきましては総務部長から、質問の第3点、農業振興の総合支所への配分に関する質問につきましては農林商工部長からそれぞれ答弁させていただきます。

私からは以上です。

○議長（加藤 勲君） 久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 歳入1款市税の滞納繰越についてお答え申し上げます。

平成16年度決算見込みの個人市民税・法人市民税・固定資産税・軽自動車税の滞納繰越額の合計を3億5,213万7千円と見込み、これらの収納率を15%見込んで5,281万9千円の計上をしたところでございます。また、入湯税の滞納繰越額は120万円と見込みまして、収納率を40%と見込み48万円を加えまして、合計で5,329万9千円を予算に計上いたしたところでございます。

この滞納繰越金の積算につきましては、合併協議会の席上では何ら申し合わせはございませんが、所得の伸びや景気の動向等を鑑みながら収納率を見込んだものでございまして、ご理解賜りたいと存じます。

また、現年分の収納率でございますが、これは旧8市町村それぞれ収納率がバラバラでございまして、それらの平均の収納率で今回予算計上させていただいております。

個人市民税につきましては98.68%、それから法人市民税につきましては99.58%、それから固定資産税につきましては97.21%、それから軽自動車税につきましては98.74%、それから入湯税につきましては95.64%、そして交付金納付金、それから市たばこ税につきましては100%の収納率で計上いたしております。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 次に金農林商工部長。

○農林商工部長（金 正行君）【登壇】 農業振興費の各総合支所への配分額についてお答え申し上げます。

各総合支所ごとの農業振興費につきましては6億17万9千円の総額に対しまして、

大曲3, 174万4千円、神岡548万2千円、西仙北2, 047万1千円、中仙3, 283万3千円、協和1億9, 760万7千円、南外618万4千円、仙北2, 427万5千円、太田3, 667万6千円、本庁の措置分が2億4, 490万7千円となっております。これは、旧市町村の継続事業等も含めましてそのまま新市に持ち込まれた予算となっております。

また、協和地区につきましては予算額が突出しておりますけれども、これはライスセンターの建設に伴う国庫補助金1億3, 865万9千円が含まれております。

「あなたと地域の農業夢プラン」応援事業費等の支所間のばらつきにつきましては、事業内容やサービス基準が大仙市全体として統一できたものは本庁予算として計上し、旧市町村ごとにこれまでの取り組みの経緯などから独自の事業や継続事業については各総合支所に予算計上したところであります。

来年度以降の予算関係につきましての考え方でございますが、長い年月をかけてその土地で育まれた旧市町村の特色を生かしながら、経営安定対策の確立を図るべき施策といたしまして産地づくり推進事業、あるいは生産基盤整備事業、畑作園芸振興事業などを積極的に進め、それぞれの地域にマッチした農業の振興を図りたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（加藤 獻君） 12番、再質疑ありませんか。はい、12番。

○12番（進藤聆爾君） 2点目の債務負担行為についてでございますが、重箱の隅をほじくるような質問になってしまって恐縮しておりますが、私は議員のみんなが同じレベルの情報を共有し合うことがこれからの議会運営にとって非常に大切なことではないかとこんなふうに思いまして、わかりずらい債務負担行為についてあえて質問申し上げたと。市長からはいろいろ土地開発公社、それから総合開発公社等についても触れていただきましてありがとうございました。

この後の経営のありようについても大ざっぱな見通しとして伺いましたけれども、いろいろ財政が厳しい折り柄、ひとつ丁寧な予算執行が望まれると思いますので、ひとつよろしく、くれぐれもよろしくお願ひしたいとそう思います。

それから3点目の夢プランについてですが、夢プランのばらつき、事業のばらつきそのものを私は申し上げたのではございませんで、それぞれその地域の特色が生かされた予算ではあるなとそんなふうに肯定的にむしろ思ったわけでございます。それで、この後、こういう地域性をさらに助長するような地域性重視の予算配分となるのか、それと

も大仙市として均一性をある程度意識した、これあるかないのかわかりませんが大仙市の何か基準みたいなものをつくって、それにあてはめて均一的な予算配分になってしまふのか、その辺もし今の時点でわかったらということで、今、金部長からお話しありましたとおり、いろいろ地域性を重視しながら個別の経営改善に取り組んでいきたいとそういうお答えいただきましたんで、来年以降に大いに期待申し上げて私の質問を終わりたいと思います。答弁いりません。

○議長（加藤 勲君） はい、わかりました。

これにて 12 番進藤聆爾君の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。再開は 11 時 15 分に再開いたします。

午前 11 時 00 分 休 憇

---

午前 11 時 15 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を続けます。2 番佐藤文子君。

○2 番（佐藤文子君） 本議場におきます質問、質疑の中の最後の質疑者として登壇させていただきました、大曲の佐藤文子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、早速、通告に従いまして質問させていただきます。

最初に歳入 1 款市税について、市民税についてお尋ねいたします。

市税予算は 74 億 2,466 万 7 千円となっております。これは、平成 16 年 2 月の合併協議会資料に示します財政推計 17 年度見込額を大幅に上回っております。市民経済、所得回復に兆しが見えない中で、市税収入が大幅に伸びるその要因は、何といっても小泉内閣によります一連の税政改悪による課税強化にあると思います。住民税に限り小泉内閣のもとで既に実施されているもの、今年度から実施されるもの、さらに来年度実行されるものを挙げますと、16 年度に市民税均等割の人口段階別区分廃止によります 2 千円から 3 千円に上げられたこと。16 年・17 年度は配偶者特別控除の廃止。17 年、そして来年は住民税均等割税の妻の非課税措置の廃止。来年は老年者控除の廃止。来年さらに公的年金等控除の縮小。さらに来年 6 月から定率減税の半減。そして、18 年度から 20 年度の 3 年間で高齢者の住民税非課税限度額の廃止とこういうふうになっているわけであります、住民税だけでわずか 3 年で 1 兆円もの増税と試算されます。とりわけ今年度から来年度にかけての住民税の増税は高齢者に集中しており、公的

年金等控除の縮小や老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止、定率減税の半減という4つの改悪が同時に行われます。今まで非課税だった高齢者のうち、約100万人が新たに課税されると言われております。住民税が課税に変わることによりまして、介護保険料や医療費の限度額、介護用品の支給要件、各種福祉サービス利用制限など影響は計り知れないものがあります。

そこで質問でございますけれども、16年度から18年度の税制改革に伴う個人住民税への増税の影響額はいかほどなのか。また、住民税非課税世帯の動向について、その推移をお知らせ願いたいと思います。

次に歳入2款地方譲与税のうち所得譲与税について伺います。

所得譲与税は三位一体改革の一環として行われる国庫補助金、負担金の削減に伴いまして地方への税源移譲する事務事業の財源として平成16年度に創設されました。税源移譲の対象となる国庫補助負担金は、検討されている内容も含めますと義務教育費や国民健康保険、公立保育所、生活保護、児童扶養手当などで、これらの必要経費は今後も増え続けていくことが予想されるものばかりであります。すべて生活、住民の暮らしに大変重要な分野ばかりでございます。政府は税源移譲を16年度の6,560億円を含め17年度・18年度で3兆円規模を目指しております。17年度は、今年は1兆1,200億円としているようあります。国庫補助負担金であれば自治体の必要経費の一定割合で配分されますが、所得譲与税は人口を基準に配分されるということから、人口の多い自治体は補助負担金よりも多く税源が移譲され、逆に少ない自治体は補助負担金の削減分に見合うだけの所得譲与税は入ってこないということになっているようあります。

そこで、このアンバランスを埋めるのが、差額分を埋めるのが地方交付税措置ということのようですが、そういう意味でも地方財政にとってはこの地方交付税制度をきちんと維持していただくことが何より肝心だと思います。

さて、16年度には公立保育所運営費が国庫負担金を廃止して所得譲与税に移されました。その際、財源不足は地方交付税で措置されたものの、地方交付税そのものが総額2兆9千億円も削減されたために各地の自治体が公立保育所の運営費を減らして保育料に踏み切るというところが出たという報道があります。当市ではこのようなことのないように、保育所運営費に限らず税源移譲される事業の予算化にあたっては十分な配慮をされているものと願っているところであります。そのためにも地方交付税制度の堅持、

国庫補助負担制度の後退させない働きかけを国に対して行うことも重要なと考えます。

そこで質問ですけれども、1番目に16年度・17年度における税源移譲対象事業と国庫補助負担金の削減額についてお知らせ願いたいと思います。

2番目に削減額と所得譲与税との差額はどの程度なのか、お知らせ願いたいと思います。

3つ目に差額に不足はないか、あるとすれば必要経費維持のために減額することなくきちんと運営費を一般財源として措置したものかどうか、お伺いしたいと思います。

質問の3番目に民生費の認可保育所についてお尋ねいたします。

合併協議におきまして調整に最も難航を來した課題として保育事業が挙げられると思います。保育内容と保育料の格差是正をどのように図るのか。また、多くの法人職員と公務員が混在する保育士の身分の取扱いを巡って大きな格差をどう是正していくのか、市民も現場で働く保育士さんたちも関心、期待、不安を集めているところであります。保育内容については、このたび発表されました大仙市次世代育成支援行動計画に基づき一層充実していくものと期待しているところであります。しかし、一方では基本保育に加え一時保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病後児保育と、子育てと就労を両立させるための保育サービスはさまざまな形態での取り組みが求められており、それに応えられるだけの保育士の体制になっているのか、また運営費がそれらを支えるにふさわしいものになっているのか大変心配な点でもあります。例えば、市内の認可保育所定員合計で1,745人というふうになっておりますけれども、その約半数を占める大曲地区の保育所はすべてが民間保育所であります、法人立保育所です。早くよりさまざまな保育ニーズに応え、弾力的な体制でもって頑張ってきています。しかし、職員の半数が臨時、パート、嘱託で占められているというふうに聞いております。

そこでお伺いいたしますが、全市的に多様な保育サービスを充実させ展開していくにふさわしく、かつ国家資格を持った専門職としての保育士さんが意欲的に取り組めるよう不安定雇用を最小限にとどめる体制と、及び法人立保育所の職員の公務員化、さらにそれを保証する運営費の大幅な改善に向けた検討が急がれていると思いますが、いかがでしょうか。

そもそも保育事業は、時代を担う子供の基本成長に大きくかかわり、社会全体で子育てをする上で中心的役割を担っています。だからこそ、本来であれば基本的保育にかかる保育料は無料であることが望ましいと私は考えます。無料とまではいかなくても、

自治体の最大重要課題として位置付け、大胆に一般財源を投入し、低料金で保育サービスを受けられるようにすべきだと考えます。実際、大曲を除く地区は保育料の2倍もの運営費を措置し、保育事業を行ってまいりました。そのことがそれぞれの町の財政を揺るがしてきた要因とは、とても言えるわけではありません。それに比べ、大曲は保育事業を民間に委ね、一般財源からの運営費措置は保育料徴収分の3分の1であります。こうしたことが、この大曲地区におきましては現場の不安定雇用の増大や多忙な労働環境をもたらしているのではないかと思うわけであります。したがって、保育料の統一化にあたっては、合併時の原則でありますサービスは高く負担は低くの立場を守っていただきたいものでありますけれども、これへの見解を求めます。

質問の3番目に民生費5目老人福祉費の中の11事業介護サービス事業についてお尋ねいたします。

この事業は旧市町村それぞれの単独事業として実施してきました介護サービス事業を網羅し、予算計上したものと伺っております。合併と同時に廃止されたサービスもありますけれども、寝たきり老人等介護慰労金や入浴サービス利用者助成事業、安心介護サービス事業などの介護保険制度の利用者負担軽減、上乗せ助成事業などがその内容とされております。これらは合併協定に基づき、現行どおり新市に引き継ぐとしていることから、事業の対象はこれまで実施してきた旧町村に限定されているところでもありますけれども、いずれのサービスも介護保険制度上の制限や利用困難を補完するサービスとして優れているものでありますので、ぜひ全市に拡大して実施の立場で再編を願うものであります。

その中でも実効ある制度改善の上で、ぜひとも実施していただきたいと考えているのが、寝たきり老人等介護慰労金事業であります。この事業は、内容に違いがあるものの大曲を除く7地区すべてで実施しております。介護保険制度発足と同時に国の補助事業として家族介護慰労事業がつくられましたが、利用できるような内容にはなっておりません。その内容は、要介護4・5で介護保険サービスを1年間利用しないで在宅で介護している家族というのが条件であり、めったに利用することはできるものではありません。実際、大曲ではこれまで制度発足後この国の制度を活用したのが、平成15年度にたった1人いただけであります。それに比べて、町単独の寝たきり老人等介護慰労金事業は当局からいただきました資料によりますと、内容は異なる点はありますが介護保険サービス利用にかかわらず支給している中仙、神岡、協和、南外、仙北、太田での利用実績

を見ますと、家族介護者の慰労として有効に機能しております。介護保険制度の居宅サービスは、その利用度は1人当たり平均年間75万2,900円で、1カ月当たりの自己負担は7千円弱ということで、ならてしまえば要支援の方が居宅サービスを使う場合の最高限度額に匹敵する程度の利用しかないわけであります。そういう意味では、在宅介護の中心は家族であるということは全く変わらないのが現状であります。

そこで要望でありますけれども、重度要介護者を介護する家族を慰労するにふさわしい手当として、寝たきり老人等介護慰労金事業を実効ある制度に改善して全市で実施すべきものと考えますが、これへの見解を求めます。

質問の最後に、民生費、老人福祉費の中の広域市町村圏組合介護保険事業費負担金についてお尋ねいたします。これは関連してお聞きいたします。

介護保険制度は5年目の見直しとして、今、国会で介護保険法改正案が審議中であります。改正案の中身は、おしなべて負担増とサービス利用制限につながるといった内容であります。とりわけ施設サービスにおいては、多分に特別養護老人ホームから退所せざるを得なくなったり、入りたくても入れないといった改定案がめじろおしであります。例えば、現在要介護1も入れるものから要介護2から5に絞る、施設整備基準が別枠になっている有料老人ホームやグループホームと一緒にした新しい施設基準をつくることから、特別養護老人施設の増設がむしろ困難になるという問題。また、特別養護老人ホームは高額な個室料を取られる。高額な料金を取られる個室化を進めていくこと。さらには、施設入所者の入居料、ホテルコストと言われておりますけれども、このホテルコストと食費を保険給付から外して全額自己負担にするといった内容であります。本当にますますお金持ちしか入れない、保険あってサービスなしといった事態が予想されるような内容であります。

政府は今年10年1日からはホテルコストと食費を徴収する予定で、既にこの17年度政府予算に盛り込んでおります。これによって要介護5の人の場合、個室に入所している場合では月額13万から13万4千円となって、月3万7千円の負担増ということになりますし、相部屋でも3万1千円の負担増。住民税非課税の世帯でありますと月1万5千円の負担増というふうに試算されております。政府では、ホテルコストや食費負担に対して社会福祉法人が行う減免制度の運用の改善で利用者負担の軽減を検討するなどしておりますけれども、減免制度をすべての社会福祉法人が設置しているというわけではないと伺っております。ですから、大幅な負担増を強いられる施設入所者の不

安は到底解消できるものではないというふうに思うわけです。

そこで質問ですけれども、1番に特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設に施設入所している市民の中で、要介護の1の方はいるのか。いるとすれば何人いるのか。

2番目に利用料の減免制度を確立している社会福祉法人というのは、どれぐらいあるのか伺います。

それから3番目に10月実施のホテルコスト、食費全額負担をはじめとする負担と入所制限の強化につながる一連の見直しによって予測される事態をどのように認識しているのか。また、それらに対する対策をどう検討しているのか伺いたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（加藤 熱君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点、市民税に関する質問及び質問の第2点、所得譲与税に関する質問につきましては総務部長から答弁させていただきます。

質問の第3点は、認可保育所についてであります。

初めに、認可保育所の保育士につきましては、国の定める基準により適正に配置しているところであります。子育て環境の変化に伴い、さまざまな保育形態の対応が求められていることや、保育所への入所児童数が不確定なこともあります。公立保育所、法人立保育所とも臨時保育士を雇用せざるを得ない状況であります。雇用に際しましては、社会保険、雇用保険等に加入させております。

法人立職員の公務員化及び運営費の改善についてですが、大曲保育会は昭和39年に2つの保育園を経営する法人として設立し、現在11の保育園を経営しております。保育の充実を図るため、乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育等の特別保育事業も実施しております。

また、社会福祉法では法人の自主性と独立性が求められていることと、経営の効率性から職員を公務員化することは難しいものと考えております。

次に、運営費は国の定めた保育単価に基づき負担しているところであります。今後とも大曲保育会の財政状況を見極めながら対応してまいりたいと考えております。

市内の保育所は公立と法人立の2つの経営主体が運営しておりますが、これらを統一することが今後の大きな課題と考えております。

また、保育料の統一化についても、経営専態の違いや激変緩和措置など検討する委員会を設置し、方向付けを急がなければならないと考えております。

質問の第4点は、介護サービス事業費についてであります。

寝たきり老人等介護慰労金事業についてであります、議員ご案内のとおり旧大曲市以外の旧7町村がそれぞれ単独で実施していた事業で、支給対象家族や慰労金等に違いがあります。旧大曲では、介護保険料点数がオーバーした家族に対する支援として、安心介護サービス制度があります。

このため合併協議会において協議を重ねましたが、これらを統一するまでには至らず、合併時は現行どおりとし、その後、再編等について検討することとなっており、今年度はとりあえず旧7町村で現行どおり実施することで予算編成をしたところであります。

本事業につきましては、いわゆる横出し事業とはいえ現在の介護保険制度にはない現金給付という考え方に入っており、今後、各地区の実施内容等を精査するとともに財政需用を勘案しながら慎重に検討をしなければならないものと存じております。

質問の第5点、老人福祉費に関する質問につきましては健康福祉部長から答弁させていただきます。

○議長（加藤 熊君） 次に久米総務部長。

○総務部長（久米正雄君）【登壇】 質問の第1点、市民税についてお答え申し上げます。

初めに、平成16年度から平成18年度の税制改正に伴う個人市民税への影響額につきましては、平成16年度改正の個人市民税均等割額は2,933万7千円の増、平成17年度から適用される配偶者特別控除廃止によるものは約7,700万円の増、個人市民税妻の均等割額につきましては1,256万8千円の増、平成18年度から適用となる老年者控除額の廃止、それから公的年金等控除額の老年者特別加算の特例措置、老年者125万円以下非課税による影響額は約9,400万円、所得割の定率減税を2分の1に縮減する改正の影響額は約1億1,800万円でございます。この数値は、あくまでも平成17年度課税ベースで試算したものでありますので、よろしくお願ひします。

次に住民税非課税世帯につきましては、平成16年度が6,922世帯、平成17年度は7,355世帯となっております。

次に質問の第2点は、所得譲与税についてであります。

初めに、税源移譲対象事業と国庫補助負担金の削減額についてであります、平成16年度においては、公立保育所運営費国庫負担金2億1,398万4千円、同県負担

金が1億644万2千円、児童手当・児童扶養手当事務費国庫交付金が591万1千円で、合計では3億2,633万7千円であります。また、平成17年度においては、これに加えまして養護老人ホーム措置費国庫負担金が5,302万9千円、公営住宅家賃収入国庫補助金が657万円、準要保護児童生徒就学援助費国庫補助金が1,257万9千円、介護予防地域支え合い事業費国県補助金が2,472万5千円、生活支援ハウス運営費国県補助金が1,195万8千円など、総額では4億3,935万5千円の影響額であります。

したがいまして、平成16年度と平成17年度の2カ年での影響合計は7億6,569万2千円ということになります。

次に、削減額と所得譲与税との差額についてであります。所得譲与税の平成16年度の交付実績は1億6,456万6千円であり、国県支出金の削減による影響額と比較して1億6,177万1千円少なくなっています。また、平成17年度の所得譲与税については、地方財政計画に基づき3億4,575万3千円を見込んでおり、平成17年度の影響額4億3,935万5千円に対して9,360万2千円少なくなっています。

したがいまして、合計しますと2カ年で2億5,537万3千円の歳入が実質的に減少となっております。

また、国では国庫補助負担金の削減により市町村の負担が増加する分は、所得譲与税と普通交付税の基準財政需用額への算入により全額財源措置をしているとしているところでございますが、実質は交付税の総額が縮減されているというふうな状況にあります。十分措置されているというふうに感じられないところでございます。

次に、必要経費維持のための財源充当につきましては、ただいま申し上げました所得譲与税の措置額の不足分や交付税等の減少傾向など財政状況は厳しい中であり、歳出全般にわたっての節減を念頭に置きまして予算編成をいたしております。補助金の削減対象となって保育所運営費及び児童生徒就学援助扶助費等については、当市における子育て支援策と児童福祉の充実の観点から、また介護予防地域支え合い事業費、養護老人ホーム措置費につきましても、老人福祉施策の充実の観点から所要額については一般財源で措置しておるところでございます。

以上です。

○議長（加藤 熱君） 次に根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君）【登壇】 次に、質問の第5点目の広域市町村圏組合介護保険事業費負担金についてでございます。

初めに、介護福祉施設入所者の要介護1の人数につきましてでございますが、介護保険事業が広域で実施されている観点から大曲仙北広域圏内のデータとなりますが、本年4月分事業状況報告では特別養護老人ホームは入所者814人中42人、老人保健施設は入所者680人中105人、合わせて147人となってございます。

また、大仙市内の施設に限った調査でございますが、所在する特別養護老人ホーム8施設の入所者499人中29人、老人保健施設4施設の入所者339人中56人の合わせて85人が介護1の入所者でございました。

次に利用料の減免制度につきましてでございますが、市内において特別養護老人ホーム4施設を運営する大仙市、同じく2施設を運営する大仙美郷介護福祉組合、それに2施設を運営する社会福祉法人県南ふくし会のいずれの施設も国の基準に基づき運用しているところでございまして、入所者の所得に応じて利用料の減免を行ってございます。

次に、10月に実施予定でございます入所負担金などの見直しに対する認識、または対策についてでございますが、このたびの介護保険制度の改正につきましては、在宅介護と施設介護の公平性を重要な課題としておりまして、在宅と施設の利用者負担の不均衡を是正する観点から見直しが行われているところであります。内容としましては、施設入所者の居住費相当部分や食費を保険給付の対象外にするものでございまして、一般的には入所者の自己負担の増額が予想されますが、これに対して低所得者に対する配慮も講じられておるところでございます。具体的には、介護保険制度を改正後も引き続き制度開始前から措置入所している入所者の負担につきましては、依然からの費用徴収額を上回らないように軽減していくことになっていること。それに住民税非課税の世帯には、所得の状況に応じて食費や居住費の負担上限額を低く設定することになっていること。さらには、社会福祉法人等の利用者負担減免についての運用の改善や、高額介護サービス費の上限も引き下げるなど所得の低い層の方々に対しきめ細やかな対応が取られることになってございます。この制度改正によって、入所制限や現入所者が退所を迫られることはないものと考えてございます。

また、佐藤議員ご指摘の中にございました介護保険3施設の利用者が要介護2から要介護5の方に絞られることについてでございますが、今後、地域ケアの充実によりまして要介護状態になる前の段階から要支援や要介護1までの方には、地域支援事業や新予

防給付を行うこと。それに地域密着型の小規模多機能施設の活用によりまして、住み慣れた地域での生活が継続可能になるように、これを目標にしているところでございます。

したがいまして、こうした取り組みの結果としまして、およそ10年後を目途にしまして介護保険3施設利用者が要介護2以上の方だけになる方向にという法の考え方でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

市としましての今後の対応でございますが、この後、国の制度内容が詳しく示されましても、改正の内容について市民の皆さんに広報等により詳しく周知を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（加藤 勲君） 2番、再質疑ございませんか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、市民税の制度改悪等によります個人住民税の負担増が相当あるということ、相当の額にのぼるというふうなことが確認されました。非課税世帯の動向については、17年度は16年度よりも上回ってはいるようですけれども、いずれ来年の18年6月から行われる高齢者などに対する増税改悪というふうな中で、この非課税世帯の減少も予想されるものではないかというふうに思います。その点は確認というふうなことで答弁はいりません。

それから地方譲与税について、相当の額がいわゆる所得譲与税と地方交付税の補填というふうな部分が必要経費を十分満たしていないという認識があるということが答弁の中で感じられたわけですけれども、いずれ保育所運営費、養護老人ホーム、あるいは介護保険の関係だとかこういった部分については例年のとおり一般財源から必要経費満額をまず補填したというふうな答弁だったと思いますけれども、この部分については今後も義務教育費の問題等まだまだ出てくるわけですけれども、ぜひとも国のこうした財政の見直しに連動して必要経費を削減するというふうなことのないよう、一般財源で今後とも十分補完していくいただきたいというふうに、これも要望としてお願いしたいと思います。

それから次、民生費の認可保育所の保母、法人立保母さんの公務員化はできないという、そういうふうなことでしたけれども、いずれ保育士さんたちの保育事業というふうなものは、これから次世代育成事業に合わせながら全市均等な保育内容の充実が図られていくものと思いますけれども、それに携わる保母さん方の待遇、待遇の問題では、明

らかにこの法人立保育所の保育士さんの給料、そして公立保育所、市職員保育士さんの給料体系には明らかな差があるということがありますので、その点の是正をぜひとも公立保育所保育士さん並みのレベルに引き上げるというふうな立場を考えていただきたいというふうに思うわけであります。

それからもう1点、保育所については保育料の設定ですけれども、保育料は保育単価に応じて設定していると言いますけれども、それでは大曲の保育料が段階、階層差においては3万円で、そして仙北、あるいは中仙町の園児は同じ段階、階層でも6千いくらといった、こうしたものすごく金額的、料金的に差が実際にあるわけであります。いずれにしても単価に応じてやっているというわけですから、いずれ安い設定の保育料もきっちりと保育単価に応じてやってきたわけでしょうから、そういう意味で大曲の十分に保育料を下げることはできるというふうに私は考えますので、これははっきりと料金の設定にあたっては、統一化にあたっては負担を低くという、そういう方向で検討をしていただきたいということを再度要望したいと思いますし、これへの見解をお聞きするものです。

それから介護保険の問題ですけれども、失礼いたしました、介護サービスの寝たきり老人等介護慰労金の問題ですけれども、これはなぜ私が取り上げたかといいますと、市長答弁にありましたように慎重に検討していかなければならないという、この慎重ということが大変強調されましたが、こうした言葉が出てくる背景には合併協定書においては再編するという表現だけにとどまっておりますけれども、この単独事業の介護慰労金等については当初の合併協議会の調整内容ではしっかりと文章で廃止も含めて再編を検討するという、そういう表現になっているものですから、これはなくしてもらっては大変困る制度であるということで取り上げたわけでございます。いずれ国の補助事業の現金給付制度という家族介護慰労金事業というのは、実質制度があって使えない、そういう実態があるので、それを補完する各地でやっておられる介護慰労金は何としても大曲地区でも実施し、全市で実施されるように強く要望しておきたいと思います。

最後に、介護保険につきましては非常に実態がよくわかりました。ただ問題は、要介護1にあたられる方々、この市内の中では58人おられるというふうな、85人ですか、そういう答弁がありましたが、いずれいろんな地域介護予防給付、リハビリだとか運動ですか、そういうふうなことも含めていろいろ地域での予防、介護給付という枠にはめて、結局は1の方々は特養を出なければいけない、そういう実態もあるわけですけれど

も、いずれ大変受け入れというか、そういうことの困難は今後生ずるだろうというふうなことを感じるわけでありますけれども、まず今後、これについては引き続き委員会等での質問をさせていただきたいと思います。

そして最後に、これは根本部長がおっしゃっておられましたけれども、いずれ予算措置、介護保険事業にかかる予算措置、これ10月からのコスト、ホテルコスト、食事を保険給付から外すということによる負担増、これはもう既に政府は17年度から見込んで予算編成しておりますけれども、この制度改悪については今現在、国会で審議中であります。そういう意味で、まだ国の予算を通ってない、予算という法律を通ってない、そういうわけなんですけれども、この点、質問はしなかったんですけども即答できる内容だと思いますのでちょっと伺いますが、いずれ介護保険関連のホテルコスト、食事費の個人負担、全額個人負担分というふうな、その分を見込んだ予算計上が、この平成17年度大仙市予算に盛られているのかというところを最後に確認しておきたいと思います。

以上です。

○議長（加藤 勲君） 栗林市長。

○市長（栗林次美君） 佐藤議員の再質問にお答えいたします。

保育士の待遇の問題でありますけれども、今、法人立の大曲保育会の問題が提起ありましたけれども、確かに私も処遇の問題については市長就任以来、改善をすべきではないかという考え方でいたところであります。例えば、いわゆる公営と同じ仕事をしながら片一方では、例えば定年の問題にしても確かに保育会の場合は56という、55という制限がついています。これが果たして妥当なのか、少しずつでも定年を上げていくべきではないかという考え方で調整していたつもりであります。こういう問題を含めて、いわゆる直営から、法人から直営というのは私は無理だと思いますけれども、いずれにしましても時代の流れの中で私はこの問題が法人化に向かざるを得ない、向かうべきだと思っています。そういう中で調整した場合、現在の公務員身分の皆さんの処遇の問題と、それから著しく条件が劣る法人立の皆さんの問題、どの辺で折り合いをつけるのか、相当財政負担を覚悟しなければならない問題でありますので、そういうものを含めて方向付けというものを検討しなければならないというふうに思っております。

あわせて保育料の問題でも同じであると思います。これ難しい課題で、合併協議の中では結論が出せないまま新市に持ち込まれております。この問題につきましても、でき

るだけ安い、議員はゼロに近い保育料という表現されましたけれども、それは理想だと思いますけれども、それをやれるだけの自治体の力がなければ一定のレベルで子育てしている皆さんに納得できる線で大仙市民としてやっぱり統一すべきではないかという考え方で、この課題についても検討していかなければならぬというふうに思っております。

それから介護慰労金の問題でありますけれども、この慰労金の問題についても、これはいわゆる今の介護保険制度の中で、いわゆる現金給付という問題を日本の介護保険制度は一旦捨てたわけでありますけれども、改正のたびに、例えば5年後の改正の時期でもこの問題がまた出てきておりますけれども、結局、見送られるようありますけれども、また5年後の問題で現金給付の問題、在宅との施設のバランスの問題から当然出てくるものだと思っております。これは介護した人たちから見ますと、慰労金という問題ではないという概念だと私は思います。しっかりと現金給付の道をつけるのかどうかを含めまして、これも相当な財源が必要な問題でありますので、現在の慰労金制度をやめるわけにはいきませんので、これをどう慰労金ではなくて本当の意味の在宅の皆さん支援になるような、そういうものにするための検討は深めていかなければならぬとこういうふうに思っております。そういう考え方で、この子供の問題、いわゆる高齢者の問題、市長として捉えてやってみたいとこういうふうに思っておりますので、ご了解願いたいと思います。

○議長（加藤 熱君） 次に根本健康福祉部長。

○健康福祉部長（根本正進君） 今の介護保険法の改正の関係のホテルコストの個人負担を見込んだもの、これが予算上盛り込まれておるかというご質問でございました。

これにつきまして若干ご説明申し上げたいと思いますが、食費につきましてでございますが、これは1割の負担というのが高くなる場合につきましては月額3万7,200円で頭打ちにしますというふうに改正になる見込みであります。それで、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税または生活保護受給者の場合でございますが、これを月額は上限を1万5千円としまして1日当たり300円ということで頭打ちにすると。それから世帯全員が住民税非課税の場合でございますが、これは月額2万4,600円、1日500円で頭打ち。それから先ほど申し上げました低所得者の場合以外の場合でございますが、これは月額3万7,200円の頭打ち、1日780円ということになるわけでございますが、まだ法が改正前でございますので、この予算上のことについては見込んでございません、ということでございます。

○議長（加藤 勲君） 2番、再々質問。はい、2番。今、時間来ますので簡単にやってください。

○2番（佐藤文子君） 3分で終わります。

市長答弁で、いずれ改善の方向で検討しているというような内容の答弁がありました。ただ1つ少し心配な点として、これからこの分野は法人事業という方向に行かざるを得ないだろうというふうな表現がありまして、今言われている指定管理者制度などのようなものを使った民営化の方向、民間委託の方向、経営のあり方がそういう方向に大仙市の保育事業をもっていくというふうな考えがあるのかどうか、その辺を今後委員会等でまた聞いていきたいと思います。

それから慰労金の問題は、大変前向きで非常にいい答弁がありました。ぜひ、その方向で絶対これをなくすことなく、さらに慰労金というそういう概念の枠を超えたしっかりとしたやっぱり在宅介護を支援する、そういう制度としての現金給付のあり方に向けて検討いただきたいというふうにお願いをしまして、私の質問を終わります。

○議長（加藤 勲君） 答弁いりませんですね。

○2番（佐藤文子君） はい、いいです。

○議長（加藤 勲君） これにて2番佐藤文子君の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わりました。

ほかに通告がございませんので、これにて質疑を終結いたします。

それでは市長から申し出がございまして、伊藤議員の質問にまだご報告申し上げてない部分があるというふうなことで、今市長から。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 先ほどの伊藤議員の再質問で、情報漏洩に対する罰則はあるかとの質問についてであります。住民基本台帳法第42条に罰則が規定されており、例えば市役所など内部からの情報漏洩に対しては、2年以下の懲役または100万円以下の罰金となっております。

○議長（加藤 勲君） 伊藤さん、いいですね。

ただいま議題となっております議案第50号は、それぞれの所管する各常任委員会に付託いたします。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時15分に再開いたします。

午後1時12分 休憩

午後 1 時 15 分 再 開

○議長（加藤 勲君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第3、報告第16号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がございませんので、質疑は行いません。

報告第16号は、総務常任委員会、建設水道常任委員会及び教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 日程第4、報告第17号から日程第8、報告第21号までの5件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がございませんので、質疑は行いません。

報告第17号及び報告第19号の2件は教育民生常任委員会に、報告第18号、報告第20号及び報告第21号までの3件は建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第9、報告第22号から日程第11、報告第24号までの3件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

報告第22号は農林商工常任委員会に、報告第23号は総務常任委員会に、報告第24号は健康福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第12、報告第25号から日程第15、報告第28号までの4件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

報告第25号から報告第28号までの4件は、健康福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第16、報告第29号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

報告第29号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） 次に日程第17、議案第30号、日程第18、議案第31号及び

日程第19、議案第33号から日程第22、議案第36号までの6件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第30号は総務常任委員会に、議案第31号は農林商工常任委員会に、議案第33号は健康福祉常任委員会に、議案第34号及び議案第36号は教育民生常任委員会に、議案第35号は建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第23、議案第37号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第37号は、企画常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第24、議案第38号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第38号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第25、議案第39号及び日程第26、議案第40号の2件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第39号及び議案第40号は、総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第27、議案第41号から日程第35、議案第49号までの9件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第41号から議案第44号までの4件は建設水道常任委員会に、議案第45号は農林商工常任委員会に、議案第46号から議案第48号までの3件は健康福祉常任委員会に、議案第49号は教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第36、議案第51号から日程第51、議案第66号までの16件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第 51 号、議案第 52 号、議案第 55 号、議案第 56 号及び議案第 66 号の 5 件は教育民生常任委員会に、議案第 53 号は総務常任委員会に、議案第 54 号及び議案第 57 号から議案第 61 号までの 6 件は建設水道常任委員会に、議案第 62 号は農林商工常任委員会に、議案第 63 号から議案第 65 号までの 3 件は健康福祉常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第 52、議案第 67 号から日程第 58、議案第 73 号までの 7 件を一括して議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第 67 号から議案第 73 号までの 7 件は、総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第 59、議案第 74 号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第 74 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第 60、議案第 75 号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第 75 号は、建設水道常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第 61、議案第 76 号を議題といたします。

本件に対する発言の通告がありませんので、質疑は行いません。

議案第 76 号は、教育民生常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 次に日程第 62、請願第 1 号を議題といたします。

本件は、お手元に配布の請願文書表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 黙君） 日程第 63、陳情第 1 号から日程第 65、陳情第 3 号までの 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件は、お手元に配布の陳情文書表のとおり、それぞれの所管する常任委員会に付託いたします。

---

○議長（加藤 勲君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月21日から6月26日までの6日間休会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤 勲君） ご異議なしと認めます。よって、6月21日から6月26日までの6日間休会することに決しました。

---

○議長（加藤 勲君） 本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これをもって散会し、来たる6月27日、本会議第6日を定刻に開議いたします。

散会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後 1時23分 散 会

